

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田尻町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

こども医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

田尻町長

## 公表日

令和8年1月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養護している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。当町は、番号法の規定に基づき、児童手当に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	児童手当システム、臨時給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童手当受給者ファイル ・児童情報ファイル ・物価高対応子育て応援手当支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第81項及び第135項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条及び第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42項、125項、141項、161項 ・同省令 第44条、第127条、第143条、第163条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106項、107項、160項 ・同省令 第108条、第109条、第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部子育て・地域福祉課
②所属長の役職名	子育て・地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 民生部子育て・地域福祉課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5013

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 民生部子育て・地域福祉課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5013

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月5日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月5日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、本人からマイナンバーが取得できない場合のみ住基ネットワークによる照会を行い、その場合にあっては4情報又は住所を含む3情報による照会としている。また、特定個人情報の取扱いに当たっては、複数人による確認を行っており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分である。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長 今井 康博	こども課長 寺島 潔	事後	
平成30年12月19日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長 寺島 潔	こども課長 木本 豊信	事後	
令和1年6月18日	新様式へ変更				
令和2年12月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長 木本 豊信	こども課長 赤阪 和子	事後	
令和3年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する
令和6年2月27日	5. 評価実施機関における担当部署	民生部 こども課	民生部子育て・地域福祉課	事後	
令和6年2月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長	子育て・地域福祉課長	事後	
令和6年2月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	民生部 こども課	民生部子育て・地域福祉課	事後	
令和6年2月27日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	民生部 こども課	民生部子育て・地域福祉課	事後	
令和7年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養護している方に手当を支給することにより家庭に	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養護している方に手当を支給することにより家庭に	事後	法改正に伴う変更
令和7年4月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式による項目の追加
令和7年4月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式による項目の追加
令和8年1月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム、臨時給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正
令和8年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・児童手当受給者ファイル ・児童情報ファイル	・児童手当受給者ファイル ・児童情報ファイル ・物価高対応子育て応援手当支給対象者ファイル	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	・番号法第9条第1項 別表第一第56項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	・番号法第9条第1項 別表第81項及び第135項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条及び第74条	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二26、30、87項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19、44条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二第74、75項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第40条</li> </ul>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42項、125項、141項、161項</li> <li>・同省令 第44条、第127条、第143条、第163条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106項、107項、160項</li> <li>・同省令 第108条、第109条、第162条</li> </ul>	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日 時点	令和8年1月5日 時点	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和8年1月5日 時点	事前	物価高対応子育て応援手当の支給に伴う修正